明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○下級裁判所事務処理規則の一部を改正する規則（最高裁二）　一
○裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則（同三）　一

〔省　令〕
○軌道建設規程の一部を改正する省令（国土交通一四）　二

〔告　示〕
○特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件（総務六二）　二
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（財務八九）　二
○平成二十四年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件（文部科学三三）　三
○労働安全衛生法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を行うものとする件（厚生労働八五）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六六〇～六六九）　三
○金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十六条の規定に基づき、指定鉱害防止事業機関を指定した件（経済産業三七）　五
○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件（国土交通二三五）　五
○道路に関する件（関東地方整備局六九）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一七）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（中部地方整備局四八）　六
○道路に関する件（四国地方整備局三八）　七
○道路に関する件（九州地方整備局四六、四七）　七
○道路に関する件（北海道開発局三四、三五）　七

〔国会事項〕
法　務
公証人任免（法務省）　七

〔人事異動〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

〔叙位・叙勲〕
厚生労働省
諸事項　九

〔皇室事項〕
官庁
財団、有権者申出方、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　九

〔官庁報告〕
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　九
会社その他
官庁事項　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（近畿地方整備局）　九

最高裁規則

○最高裁判所規則第二号

下級裁判所事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月十二日

最高裁判所

下級裁判所事務処理規則の一部を改正する規則

下級裁判所事務処理規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、会計課及び資料課」を「及び会計課」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第三号

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月十二日

最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則及び裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

（裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「及び」を「若しくは」に、「又は」を「若しくは」に改め、「課長補佐」の下に「又は当該高等裁判所の管内の地方裁判所の文書企画官若しくは企画官」を加える。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則の一部改正）

第二条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の管理職員等の範囲に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。